

公益財団法人岩手県スポーツ協会表彰規程細則

公益財団法人岩手県スポーツ協会表彰規程（以下「表彰規程」という。）
第6条により、この細則を定める。

- 1 表彰規程第2条第1号の「功労賞」の候補者は、次のとおりとする。
 - (1) 学識経験者として特に功績顕著な者については、年齢及び役職年数を問わない。
 - (2) 20年以上にわたり所属団体の役員として尽力し、満60歳以上で功績顕著な者とする。
 - (3) 故人については、役員期間20年以上で功績顕著な者とし、年齢を問わないものとする。
 - (4) その他理事会において特に功績顕著と認められた者とするが、出席理事全員の賛同を得られた場合とする。
なお、推薦者は推薦理由を説明すること。

- 2 表彰規程第2条第2号の「栄光賞」の候補者は、次のとおりとする。
 - (1) 全国大会とは、国民スポーツ大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会及びこれらと同等の全国大会をいう。
 - (2) 国際競技会とは、オリンピック、世界選手権大会及びこれらと同等の国際大会をいう。
 - (3) その他理事会において、特に優秀選手及び指導者として認められたもの。
 - (4) 指導者は、本県において選手を直接指導した監督・コーチを対象とする。

- 3 表彰規程第2条第4号の「優秀指導者賞」の候補者は、次のとおりとする。
 - (1) 全国大会及び国際競技会において、数年にわたり、顕著な成績を収めた優秀な指導者を対象とする。
 - (2) 全国大会とは、国民スポーツ大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会及びこれらと同等の全国大会をいう。
 - (3) 国際競技会とは、オリンピック、世界選手権大会及びこれらと同等の国際大会をいう。

- 4 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が決定する。

附 則

この細則は、昭和43年6月19日から施行する。

昭和60年4月2日 一部改正

平成7年9月13日 一部改正

平成14年8月6日 一部改正

平成21年5月22日 一部改正

附 則

この細則は、公益財団法人岩手県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この細則は、令和6年7月1日から施行する。